

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業要綱

令和8年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、当町における子どもや若者の減少という課題をうけ、若者の移住及び定住の促進と、新たに子育て世帯の転入を受け入れ、子どもの数を増やし町に活気をもたらすことを目的に、新たに就業した若者及び当該年度に転入した子育て世帯に対して、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業（以下「支援事業」という。）を実施するものとし、その支援事業について、朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 満30歳未満である者（ただし生徒・学生は除く）。
- (2) 子育て世帯 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童が属する世帯
- (3) 就業 就職、就農、起業し、その業務に従事していること。但し、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員及び地域おこし協力隊等を除く。
- (4) 就職 継続的に働くために事業所等に所属することを言い、正社員、パート、アルバイト等肩書きは問わない。
- (5) 就農 新たに1年のうち6カ月以上個人で農業を営む者または農業に携わる者。ただし農業研修生については2年間の研修期間終了後に町内で就農することを条件とする。
- (6) 起業 新たに自分で会社を興した場合や事業主(会社代表者)に就任した場合をいう。

(支援事業対象者)

第3条 支援事業を受けることができる若者及び子育て世帯は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 朝日町内に居住実態を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民登録を行っていること（以下「住所登録」という。）。
- (2) 申請年度の前年度4月1日から申請年度の3月末までの期間に新たに就業した者で、かつ就業した年度において満30歳未満であること。または既に就業しており申請年度の前年度4月1日から申請年度の3月末までの期間に朝日町に住所登録した者で、かつ住所登録した年度において満30歳未満であること。もしくは、申請年度において転入した子育て世帯（以下「子育て転入世帯」という）であること。

- (3) 日本人、または外国人で「定住者」または「永住者」の在留資格を有すること。
- (4) 朝日町に定住する意思があり、単なる転勤ではないこと。
- (5) 朝日町奨学金返還支援事業による支援を受けていないこと。
- (6) 地方創生移住支援事業による支援を受けていないこと。
- (7) 町税等を滞納していないこと。
- (8) 過去にこの制度及び朝日町若者移住・定住支援事業に基づく支援を受けたことがないこと。
- (9) 朝日町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

（支援内容）

第 4 条 補助金の額は、年額 100,000 円、総額 300,000 円を上限とし、朝日町地域商品券（以下「商品券」という。）を交付するものとする。

2 商品券の交付期間は、最初に商品券を受けた日から 1 年ごと 3 ヶ年に分けて交付し、1 年における交付回数は最大 2 回とする。

（支援事業の申請）

第 5 条 支援事業を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、申請年度の 3 月末日までに町長に提出しなければならない。ただし、子育て転入世帯にあつては、第 2 号から第 4 号までの書類の提出は不要とする。

- (1) 住民票の写し（住民票謄本）
 - (2) 雇用証明書（様式第 2 号）（就職または雇用形態で就農した場合）
 - (3) 申告書（様式第 3 号）（独立就農または起業した場合）
 - (4) 起業を証明する書類の写し（起業した場合）
法人設立届出書、個人事業開始申告書 等
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査及びその他必要な調査を行い、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業決定（却下）通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（継続支援対象者）

第 6 条 前条第 2 項により支援事業の決定の通知を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、第 3 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号に該当する場合、次年度以降も本事業の対象者となる。

（継続申請）

第 7 条 支援決定者は、決定を受けた年度の翌年度及び翌々年度において、当該年度の 5 月末までに朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業継続申請書（様式第 5 号。以下「継続申請書」）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、審査その他必要な調査を行い、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業補助金継続交付決定（却下）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（支援要件の喪失）

第8条 支援決定者は、次の各号のいずれかに該当する時点で支援を受ける資格を喪失し、それ以降は支援を受けることはできない。

- (1) 朝日町以外に住所登録を行ったとき。
 - (2) 朝日町内に居住実態を有さなくなったとき。
 - (3) 子育て転入世帯において中学生以下の養育する子がなくなった時。
 - (4) 前条第1項に定める期限まで継続申請書を提出しないとき。
- 2 支援決定者は前項で定めたこととなる場合には速やかにその旨を朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業支援要件喪失申出書（様式第7号）により町長に報告しなければならない。
 - 3 第1項第1号及び第2号により、支援要件を喪失した者が、支援決定年度から起算して3年間のうちに再度居住要件を満たした者については、第3条第8号の規定にかかわらず支援対象期間の残存分に限り再度支援申請することができる。

（支援決定の取消し）

第9条 町長は、支援決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援の全部または一部を取り消すことができる。その場合、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業補助金交付取消通知書（様式第8号）を申請者に通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援の決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他町長が支援の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（商品券の返還）

第10条 町長は、前条の規定により支援の決定を取り消したときは、既に支払った商品券の全部または一部について、期限を定めて当該支援決定者に対し、その返還を請求するものとする。

- 2 前項の規定により商品券の返還の請求を受けた支援決定者は、返還の請求があった金額と同額を現金で町長が定める期限までに返還しなければならない。

（報告等）

第11条 町長は、支援の決定前または決定後にかかわらず、必要があると認めるときは、支援決定者に対して、報告または書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

- 2 支援決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1. この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

1. 令和6年度及び令和7年度に朝日町若者移住・定住支援事業の交付決定を受けた者は、支援決定者とみなし、朝日町若者移住・定住支援事業と本事業を合わせ3ヶ年の支援を受けることができる。

※アンケートは以上となります。ご協力ありがとうございました

様式第2号（第5条関係）

雇用証明書

フリガナ		性別
氏名		男 ・ 女
生年月日	年 月 日	
現住所		
雇用開始年月日	年 月 日	
勤務場所		
勤務時間	1週間当たり 時間	
雇用形態		
備考		

上記の者は、雇用主と雇用契約を締結し、雇用関係にあることを証明します。

年 月 日

雇用主（社） _____ 印

住所 _____

連絡先 _____

様式第3号（第5条関係）

申告書

私は、 年 月 日より、

独立して就農

起業

したことを申告します。

「独立して就農」の場合は、就農内容や農地の規模等を記載ください。

年 月 日

氏名 _____ 印

住所 _____

連絡先 _____

様式第4号（第5条関係）

年 月 日

様

朝日町長

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業申請書について、内容を審査した結果、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業要綱第5条第2項の規定に基づき、支援することを決定（却下）しましたので通知します。

1 交付決定額（却下の理由）

2 地域商品券受取り方法

本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、パスポート等）及び印鑑をご持参のうえ、朝日町役場政策推進課窓口にお越しくください。

3 地域商品券受取り期間

4 その他

- ・地域商品券を受給する前に町外へ転出した場合は、受給することができません。
- ・翌年度以降も継続して受給するためには、翌年の4月1日から5月31日までの期間に「朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業継続申請書（様式第5号）」を提出する必要がありますので、ご留意ください。

朝日町長 様

申請者 住 所 朝日町大字
氏 名 _____ (歳)
連絡先 (_____) _____

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業継続申請書

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業要綱第7条第1項の規定に基づき、関係する書類を添えて事業の継続を申請します。

■全員記入してください。(※□に✓をつけてください。)

同意欄	<input type="checkbox"/> 私は（子育て世帯については養育する子も含めて）、現在の住所において主たる生活を営んでいます。 <input type="checkbox"/> （子育て世帯のみ）私は、中学生以下の子を養育しています。 <input type="checkbox"/> 私は、本申請事項の確認のため、町が必要な情報等について調査、閲覧、取得することに同意します。
誓約欄	<input type="checkbox"/> 私は、本申請の内容に虚偽等があった場合は、支給された金額と同額を現金で返還することを誓約します。

前回の申請内容に変更がない場合 ⇒ 記入は以上になります。(添付書類不要)
ある場合 ⇒ 下記に進んでください。

■住所に変更がある場合

添付書類	住民票の写し（住民票謄本）
------	---------------

様

朝日町長

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業継続決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請ありました朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業継続申請書について、内容を審査した結果、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業要綱第7条第2項の規定に基づき、支援を継続することを決定（却下）しましたので通知します。

1 交付決定額（却下の理由）

2 地域商品券受取り方法

本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、健康保険証、パスポート等）及び印鑑をご持参のうえ、朝日町役場政策推進課窓口にお越しください。

3 地域商品券受取り期間

令和 年 月 日～ 月 日（第1回目：5万円分）

令和 年 月 日～ 月 日（第2回目：5万円分）

4 その他

- ・地域商品券を受給する前に町外へ転出した場合は、受給することができません。
- ・翌年度も継続して受給するためには、翌年度の4月1日から5月31日までの期間に「朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業継続申請書（様式第5号）」を提出する必要がありますので、ご注意ください。
- ・受給可能期間は最大3年間です。4年目以降は受給できません。

朝日町長 様

申請者 住 所 朝日町大字 _____

氏 名 _____

連絡先 (_____) _____

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業支援要件喪失申出書

令和 年 月 日付け朝政発第 号で決定された朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業について、下記の理由で支援要件を喪失しましたので申し出ます。

記

1. 町外転出や居住実態の喪失の場合（事業要綱第8条第1項1号及び2号）

転出月日	年 月 日
転 出 先	
転出理由	1. 転勤 2. 進学 3. 就職・転職等 4. 帰郷 5. 結婚 6. 家庭の事情 7. その他 ()

2. （子育て世帯のみ）中学生以下の養育する子がいなくなった場合
（事業要綱第8条第1項3号）

喪失月日	年 月 日
理由	1. 進学 2. 家庭の事業 3. その他 ()

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

様

朝日町長

朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業について、朝日町若者・子育て世帯移住・定住支援事業要綱第9条の規定に基づき、取消しましたので通知します。

1. 取消金額

2. 取消の理由